

RMPエンフォースメントとBCAS方式

送出運用ルール（DTCPエンコーディングルール）

サービス形態	デジタルコピー制御情報を用いた世代制限			出力保護
	制約なしにコピー可	1世代のみコピー可	コピー禁止	
ペーパービュー 1番組や特定の番組群に視聴料を支払う。	○	○	○	○ ^{*2}
月極め等有料放送 フラット/ティア	○	○	×	○ ^{*2}
コンテンツ保護を伴う無料番組	○	○	×	○ ^{*2}
上記以外 ^{*1}	○	×	×	×

* 1 : 有料放送ではなく、コンテンツ保護を伴わない番組の場合が該当する。

* 2 : 『制約なしにコピー可』の場合にのみ運用可能。

コンテンツ保護を伴う無料番組: Free Conditional Access Delivery

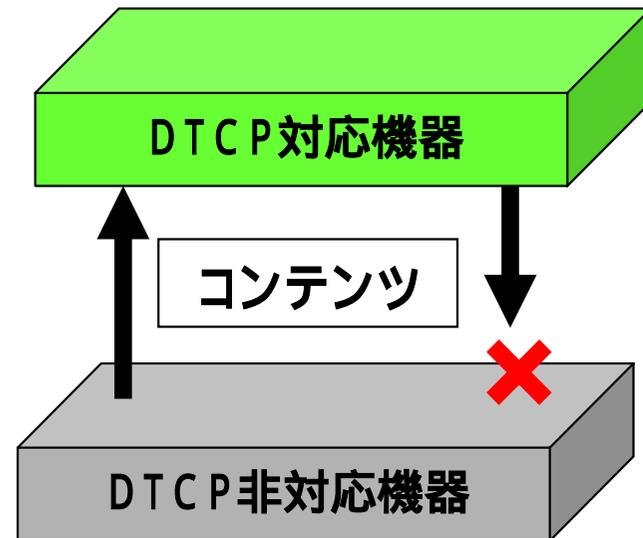
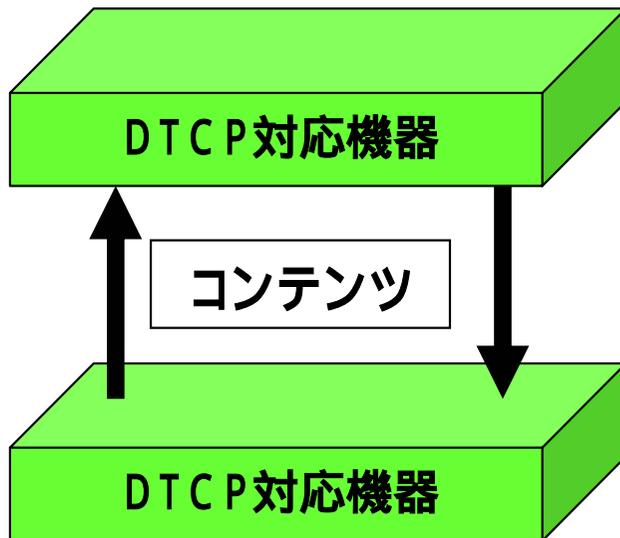
権利保護情報

コンテンツの権利保護の実効性を確保

受信機だけでなく、受信機に接続される外付けの蓄積装置においても、適切な権利保護が必要

ほとんど全ての家庭用AV機器に権利保護方式として普及しているDTCPの利用が容易になるよう、権利保護情報の設定に配慮。

DTCPの仕組み

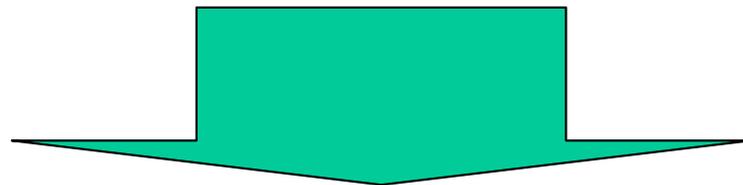


権利保護情報の遵守方策(エンフォースメント)

「権利保護情報」を送信しても、受信側に「権利保護情報」の内容が守られるとは限らない。



放送コンテンツの確実な権利保護のためには、放送用受信機だけでなく、VTRやハードディスクレコーダなど、受信機に接続される「外部接続機器」へ権利保護情報が確実に引き渡されることも必要。



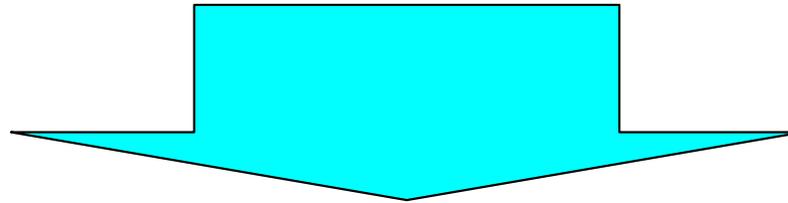
受信機に「権利保護情報」を「必ず遵守させる」ための方策(エンフォースメント)がないと、権利保護方式を実効性のあるものに行えないばかりでなく、正直メーカーが損をする不正競争につながりかねない。

方式検討の基本方針

検討の前提条件

既存のデジタル放送用受信機でも対応可能な範囲で要求条件を満たすメディア横断的な権利保護方式であること

サーバー型放送方式全体との整合性を確保した権利保護方式であること



検討の基本方針

既存の放送方式に、必要な機能を追加することにより権利保護を実現する。この際、既存の放送方式とのコンパチビリティに配慮する。

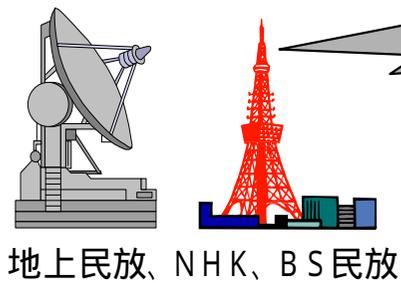
「既存のデジタル放送用受信機」として、BSデジタル放送用受信機を想定。受信機が、既に搭載している機能の利用で対応できる権利保護方式とする。

本方式に更なる機能追加を行うことによりサーバー型放送全体に対応する権利保護方式が実現できるよう留意する。

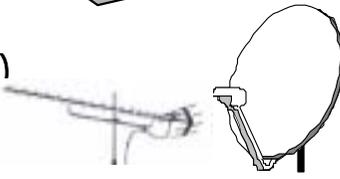
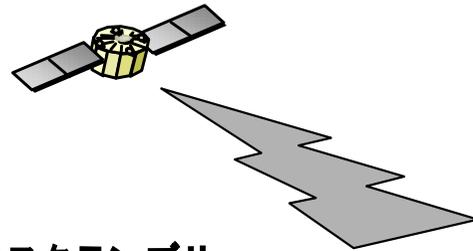
コンテンツ保護放送

“コンテンツ保護放送”
の運用が行なわれている
電波

- ・番組をスクランブル
- ・コピー制御信号(CCI)
 - ・無条件でコピー可能
 - ・1世代のみコピー可能
 - ・コピー禁止(有料放送のみ)



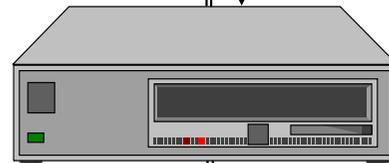
デジタル録画装置
(例) DVDレコーダなど



デジタル
受信機

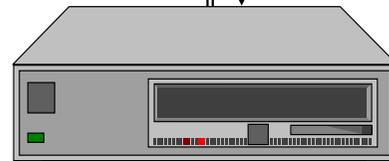


DTCP (IEEE 1394)



(例) 番組A: 1世代のみコピー可能
番組B: 無条件でコピー可能

DTCP (IEEE 1394)



(例) 番組A: コピー不可
番組B: 無条件でコピー可能

(株) B - CAS社

「カードを支給します
ので受信機器に同梱
してください。」



受信機器メーカー

「コピー制御機能
が搭載されています。」

受信機にB - CASカードが挿入
されていれば従来どおり視聴可能。
カードがないと、スクランブルが
かかったままで視聴不能

B-CAS社の設立概要

1. 設立 2000年2月22日 (BSデジタル放送開始のため)
2. 資本金 15億円 (2001年10月 5億円増資)
3. 株主及び出資比率

NHK	18.40%	松下電器	12.25%
WOWOW	17.70%	東芝	12.25%
スターチャンネル	6.50%	日立	12.25%
BS日テレ	1.70%	NTT東日本	12.25%
BS朝日	1.70%		
BS-i	1.70%		
BSジャパン	1.70%		
BSフジ	1.70%		

B-CAS社設立のねらい

1. 設立の背景

- ・ B-CAS方式は、複数の放送事業者が一枚のB-CASカードを使用して、各々独自に放送サービスを行なうことができる。
- ・ しかし、B-CAS方式を運用するにあたり、各放送事業者に共通な運用管理業務は、各々の放送事業者で行うことは課題があり、一元的に一箇所で行う必要がある。

2. 設立の狙い

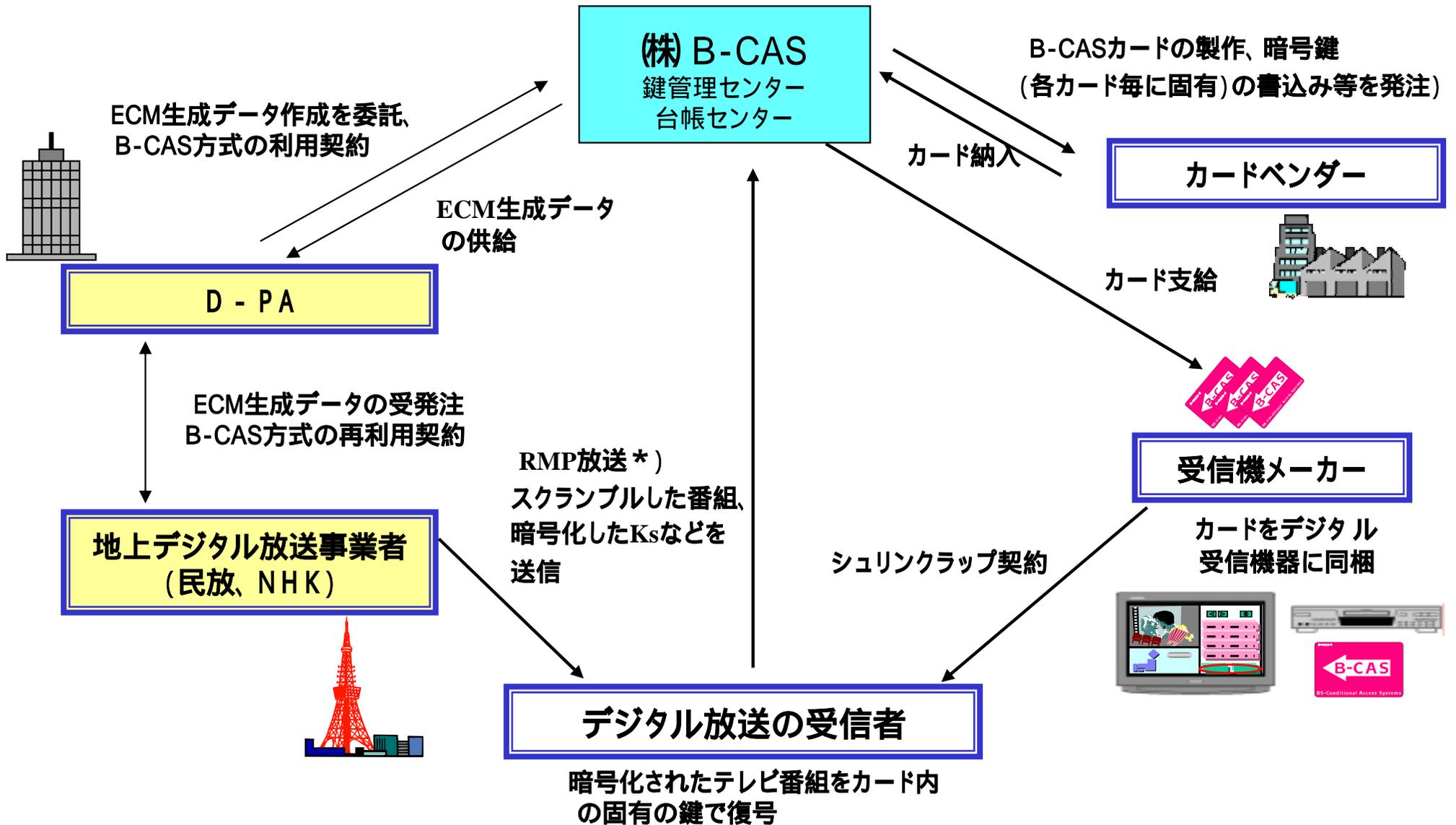
- ・ デジタル放送(BS、110度CS、CATV)の限定受信システム(CAS)の共通インフラを、一元的に運営・管理する会社としてB-CAS社を設立する。

CAS技術方式の使用許諾を行なう。

B-CAS方式を使用した「有料放送」「自動表示メッセージ」「著作権保護」「双方向サービス」などの様々な放送サービスを行なうために必要なB-CASカードを全受信機器メーカーに支給し、同梱して出荷してもらう。

鍵管理、台帳管理、視聴履歴収集、カスタマー対応等の共通インフラの運用・管理を行なう。

B-CAS方式の運用の基本的流れ



*) RMP放送: B-CAS方式によって行う、コンテンツ権利保護(RMP)を伴う無料放送